

## 第 5 回岐阜市庁舎のあり方検討委員会

### 資料 5 「新庁舎の規模について（案）」の修正について

#### 修正前

#### （２）地域の身近な行政サービスのあり方、都市内分権の進展による影響

→ 地域の身近な行政サービスのあり方、都市内分権の進展は、市庁舎の規模に影響を与えない

#### 修正後

#### （２）本庁舎と地域の事務所のあり方

将来人口については、わが国全体が人口減少傾向にあり、本市においても同様の傾向が予想され、さらなる少子化対策や定住人口対策を実施するものの、行政サービスの総受給者の減少により行政需要が少なくなることが考えられます。

そうした中、人事や財政等の管理的業務、政策立案や予算の執行・管理といった基幹的業務を行う本庁舎については、今後の少子化の一層の進展や、福祉、医療、介護に対する高齢者のニーズの大幅な増加などにより、担うべき機能や役割はますます膨らみ、職員数の増加要因はより高まってくると考えられます。

しかし、こうした社会情勢の変化に伴う本庁舎の職員数の増加については、効率的な行政経営の観点から、今後も ICT の活用等を含む行財政改革を継続することによって抑制し、適正化を図っていきます。

また、身近な地域の事務所についても、効率的な観点は重要であり、現在、窓口業務の中心である住民票の発行など比較的短時間で提供できる住民サービスについては、ICT の進展やマイナンバー制度の導入により、業務量の減少や窓口サービスのあり方が変わることも想定されます。一方で、高齢化の進展等に伴い、高齢者を中心とした対面サービスの充実や地域のまちづくりや人づくりを支援していく必要があると考えられますが、地域の事務所のあり方が、本庁舎の職員数に与える影響は大きなものではないと考えています。

→ **本庁舎の職員数は大幅な増減は想定されないため、配置職員数としては現状の職員数(約 1,600 人)を想定することとします。**